

特定外建築物環境配慮計画書の提出に関する要綱

(目的)

第一条 この要綱は、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置に関する事項などを定めた「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成十五年愛知県条例第七号。以下「条例」という。）第七十三条第一項に規定する特定建築物以外の建築物（以下「特定外建築物」という。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする者（以下「特定外建築主」という。）が、特定外建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画書を知事に提出することに関して必要な事項を定め、特定外建築主の環境に対する自主的な取組みを推進し、建築物に係る環境への負荷の低減及び環境品質・性能の向上など適切な環境配慮措置を講ずることを促すことにより、総合的な環境性能に優れた建築物の新築等を推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱で使用する用語は、条例、県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十五年愛知県規則第八十七号。以下「規則」という。）及び条例第七十二条第一項の建築物環境配慮指針（平成二十一年三月二十七日愛知県告示第二二七号。以下「指針」という。）で使用する用語の例による。

(特定外建築主の責務)

第三条 特定外建築主は、特定外建築物の新築等に際し、指針に従い、当該建築物に係る環境への負荷の低減を図るために、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特定外建築物環境配慮計画書の作成及び提出)

第四条 特定外建築主は、条例第七十三条第一項及び規則第八十一条に準じて、特定外建築物環境配慮計画書（様式第一）を作成し、知事に提出することができる。

(特定外建築物環境配慮計画書の変更の届出)

第五条 特定外建築物環境配慮計画書を提出した特定外建築主は、特定外建築物の新築等の工事が完了するまでの間に、当該特定外建築物に係る条例第七十三条第一項第一号、第二号若しくは第七号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該特定外建築物に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項の変更（規則第八十一条の三で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則第八十一条の三に準じて、特定外建築物環境配慮計画書変更届出書（様式第二）を知事に提出しなければならない。

(特定外建築物環境配慮計画書に係る工事完了の届出等)

第六条 特定外建築物環境配慮計画書を提出した特定外建築主は、特定外建築物の新築等の工事を完了し、又は取りやめたときは、規則第八十一条の四に準じて、特定外建築物工事完了（取りやめ）届出書（様式第三）を知事に提出しなければならない。

（特定外建築主に対する指導又は助言）

第七条 知事は、特定外建築物環境配慮計画書の提出又は第五条の規定による届出があった場合において、当該提出又は届出に係る条例第七十三条第一項第四号に掲げる事項が指針に照らして不十分であると認めるときは、特定外建築主に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

2 知事は、特定外建築主が第五条若しくは第六条の規定による届出（以下本項において「届出等」という）をせず、又は第四条の規定による提出若しくは届出等に虚偽があったときは、その者に対し、届出等をし、又は提出若しくは届出等の内容を是正すべきことを指導することができる。

（特定外建築物環境配慮計画書の公表等）

第八条 知事は、特定外建築物環境配慮計画書の提出があったときは、条例第七十三条第二項及び規則第八十一条の二に準じて、当該計画書の概要を公表するものとする。

2 知事は、第五条の規定による届出があったときは、規則第八十一条の二に準じて、当該届出に係る変更後の特定外建築物環境配慮計画書の概要を公表するものとする。

3 知事は、第六条の規定による届出があったときは、規則第八十一条の二に準じて、当該工事の完了又は取りやめの日を公表するものとする。

4 前条第二項の指導を受けた者がその指導に従わないときは、当該特定外建築物環境配慮計画書の概要について前三項の公表を行わない。また、当該計画書の概要が公表済の場合は、当該図書の縦覧を取りやめるとともに、インターネットの愛知県ホームページから当該公表事項をすべて削除する。

（報告）

第九条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、特定外建築主から必要な報告を求めることができる。

（適用除外）

第十条 この要綱の規定は、名古屋市の区域における新築等については適用しない。

附 則

この要綱は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則

この要綱は、令和三年一月一日から施行する。

附 則

この要綱は、令和五年四月一日から施行する。